

令和7年12月1日採用予定

伊丹市任期付職員採用試験案内

【映像クリエイター／広報デザイナー】

1 募集職種・採用予定人数・受験資格など

職 種	採用予定人数	受 験 資 格	
		必要なスキル等	年齢
映像 クリエイター	若干名	<u>次のいずれの要件も満たす方</u> ・Adobe Premiere Pro、Canva、VLLO等の動画編集ソフトやアプリを使用し、動画の企画、撮影および編集ができる人 ・行政広報の課題や問題点のヒアリングを行い、企画や製作ができる人 <u>以下、歓迎するスキル等(必須ではありません)</u> ・コンセプトや制作意図を分かりやすく説明できる人 ・映像制作会社等において勤務した経験がある人(映像制作会社以外の民間企業・自治体等において、映像制作を主たる業務として勤務した経験も含む。) ・Adobe Illustrator、Adobe Photoshop等の画像編集ソフトを使用し、イラスト・デザインの作成や写真の編集ができる人 ・企画立案、SNS 運用、効果分析、短尺動画制作の経験がある人	年齢不問
広報 デザイナー	若干名	<u>次の要件を満たす方</u> ・Adobe Illustrator を主に(Microsoft PowerPoint 等を補助的に)使用し、チラシやポスターなど広報物の企画、撮影および編集ができる人 <u>以下、歓迎するスキル等(必須ではありません)</u> ・コンセプトや制作意図を分かりやすく説明できる人 ・デザイン制作会社等において勤務した経験がある人(デザイン制作会社以外の民間企業・自治体等において、デザイン制作を主たる業務として勤務した経験も含む。) ・Adobe In Design、Adobe Photoshop等の画像編集ソフトを使用し、ポスター・チラシデザインの作成や写真の編集ができる人 ・Web デザイン、SNS 用バナー制作、HTML/CSS 基礎の経験がある人	

2 任期・勤務形態

任 期 令和7年12月1日から令和8年5月31日まで

勤務形態 週3日～5日勤務（原則8:45～17:30または9:00～17:45）

※採用日及び週勤務日数については応相談

※任期は、採用日から5年を限度に本人の同意を得て延長する場合があります。

※在宅勤務及び副業可能

【在宅勤務の上限日数】

勤務日数	1週間当たりの上限在宅勤務日数
週5日	3日まで
週4日	2日まで
週3日	1日まで

3 主な職務内容

映像クリエイター

- 市の魅力や施策等を PR する映像制作(企画・調整・撮影・編集・アップロード)
- 職員への動画制作にかかる助言、支援
- 制作した動画を市公式 SNS や市ホームページに投稿し効果を分析
- 庁内広報物の修正
- デジタルサイネージの画像制作
- 動画を活用した市のブランド発信戦略立案

広報デザイナー

- 市の魅力や施策等を PR するリーフレット、チラシ、ポスター制作(企画・調整・撮影・編集)
- 職員への広報物にかかる助言、支援
- デジタルサイネージの画像制作
- SNS の情報発信
- 庁内作成資料などの修正(定例記者会見資料・プレスリリース想定)
- 市公式のデザインガイドライン策定・テンプレートの作成

4 注意事項等

- 試験日時は変更する場合があります。各試験実施前に通知する案内をご確認ください。
- 虚偽の申請や不正、受験資格を欠くことが明らかになった場合は合格を取り消します。
- 受験に係る交通費・通信費等は、受験者の負担となります。
- 不合格者については、合格発表に合わせて総合点数及び総合順位をシステム上のマイページまたは登録のメールアドレスに通知します。
- 受験に際して提供された個人情報は、個人情報の保護に関する法律により保護され、採用・配属以外の目的に利用することはありません。なお、受験に際してご提出いただいた書類等は返却できません。
- 資格要件等を満たす場合でも、地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する人は、受験できません。

地方公務員法 第十六条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5 試験日程・会場・内容・合格発表など

	受 付	書類選考	1次(最終)試験
内 容 (※2)	専用WEBページ(パブリックコ ネクト)よりエントリー(※1) <u>○エントリー課題の提出あり (次頁参照)</u>	○エントリーシート及び エントリー課題により 選考	○面接
日 程 (※2)	R7.10.26(日)24時まで (※3)(※4)	—	R7.11.9(日)
会 場	WEB エントリーのみ	—	伊丹市役所
合格発表	—	R7.10.31(金) 15:00(※5)	R7.11.14(金) 15:00(※6)

※1 複数の試験を重複して申し込むと受験できませんのでご注意ください。

※2 台風等の気象状況等によって、試験日時・試験内容を変更する場合があります。その際は、市ホームページまたはご登録いただいたメールアドレス宛にお知らせしますので、ご確認ください。

※3 如何なる理由であっても(システムの不具合等)令和7年10月26日(日)の期日を過ぎた場合は受付
できませんので、時間に余裕をもってお申し込みください。

※4 受験番号の記載された受験票は、エントリー完了後からマイページで確認できるようになります。

※5 合格者の受験番号を市ホームページに掲載します。また、合格者には、次の試験の詳細とともに合格
をマイページ内でお知らせします。

※6 合格者の受験番号を市ホームページに掲載します。また、合格者には文書で通知します。

6 エントリー課題について○応募職種により課題内容が異なりますのでご注意ください。

映像クリエイター

以下のテーマのいずれかを選び、映像作品を作成し提出してください。

テーマ:自身の思い出のある地域や場所について ①観光 / ②住みやすさ
次のいずれも提出

【課題1】テーマに沿って撮影したショート動画

【課題2】テーマに関わらず過去に自身が撮影・編集したショート動画

※課題1、2とも提出数は問いません。

※ショート動画は15秒～30秒とします。

広報デザイナー

次のいずれも提出

【課題1】市ホームページやシティプロモーションサイト等を見た伊丹市のイメージを基に別添チラシ1～3のいずれか1つ以上を手直した作品(複数作品・複数種類提出可)。

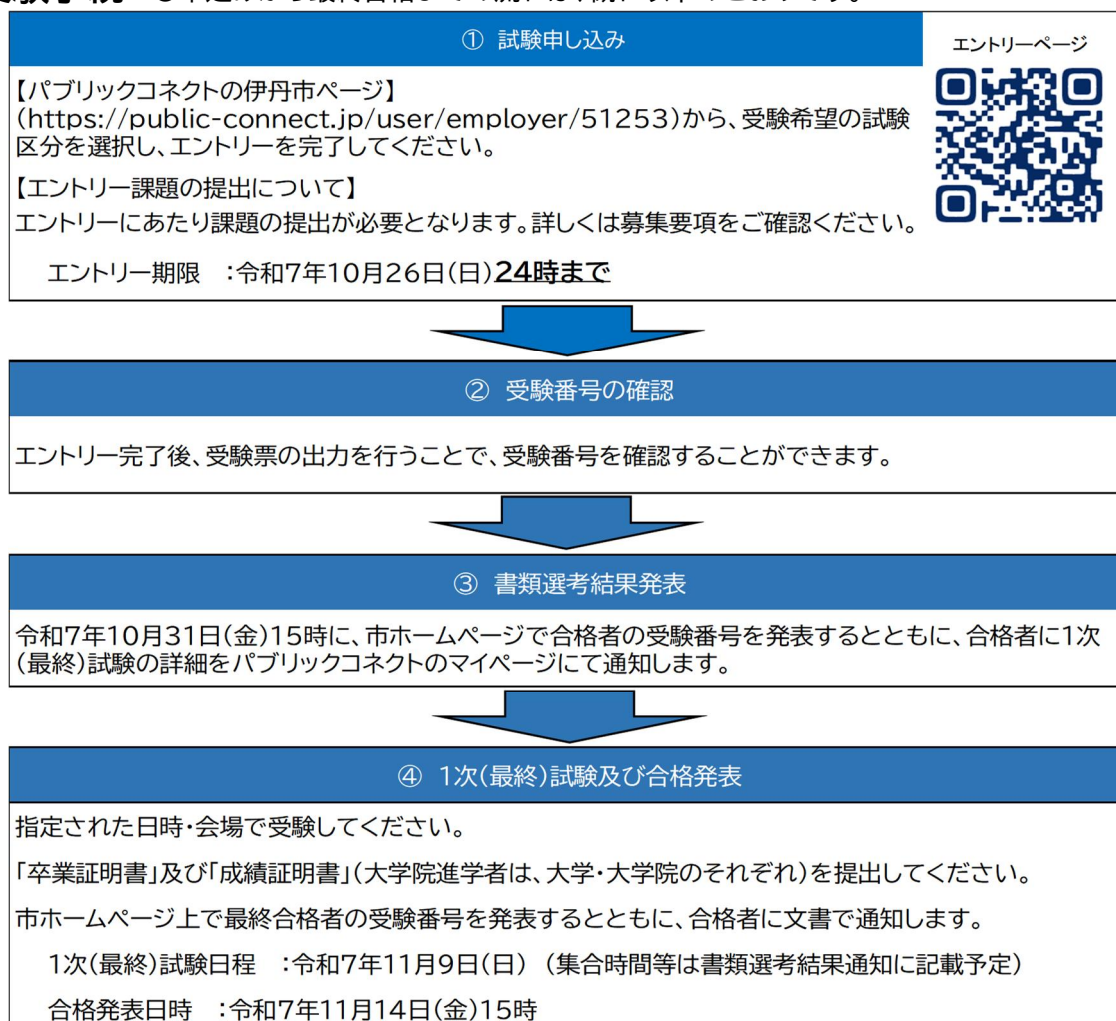
【課題2】本職員採用試験案内(市ホームページ掲載 Word ファイル)を見やすく伝わりやすいデザインにブラッシュアップしてください。

【課題3】テーマに関わらず過去に自身がデザインした作品(提出数は3点までとします。)

提出方法(共通)

- ・500MB 以内のものについてはパブリックコネクトにてエントリー時に提出してください。
- ・500MB を越える場合や別に提出方法の希望がありましたら、エントリー後にパブリックコネクトのメッセージにてお問い合わせください。

7 受験手続 ○申込みから最終合格までの流れは、概ね以下のとおりです。



8 給与等(令和7年9月1日時点の内容のため、実際の給与等と異なる場合があります。)

	勤 務 条 件
任 期	令和7年12月1日 ~ 令和8年5月31日(予定) ※採用日については応相談 ※任期は、採用日から5年を限度に本人の同意を得て延長する場合があります。
勤務形態	週3日～5日勤務 (休日:土・日曜日、祝日、年末年始) A 勤務:8:45～17:30/B 勤務:9:00～17:45 ※週勤務日数については応相談 ※在宅勤務及び兼業可能
休 暇	年次有給休暇、各種特別休暇 他
諸手当	規定に基づき、通勤手当、扶養手当、住居手当、期末勤勉手当(賞与)を支給 ※週の勤務日数が5日未満の場合、扶養手当、住居手当は対象外。 ※原則超過勤務なく、繁忙期など必要な場合のみ。
昇 給	通常、年1回の昇給

《給与モデルケース》 週5日勤務

①民間企業等で13年間勤務後、35歳で伊丹市に転職した場合

年 次	給与(月額)
採用 1 年目	332,480 円

②民間企業等で23年間勤務後、45歳で伊丹市に転職した場合

年 次	給与(月額)
採用 1 年目	339,670 円

《給与モデルケース》 週3日勤務

①民間企業等で13年間勤務後、35歳で伊丹市に転職した場合

年 次	給与(月額)
採用 1 年目	166,480円

②民間企業等で23年間勤務後、45歳で伊丹市に転職した場合

年 次	給与(月額)
採用 1 年目	170,800 円

※4年制大学を卒業した場合として試算しています。

※給与には、扶養・住居・通勤の各手当を含み、超過勤務手当(残業代)等その他の手当は含みません。

※諸手当は、配偶者、子2人を扶養し、職場から2キロ離れた場所で賃貸住宅に居住して自転車による通勤として試算し、内訳は扶養手当 26,000 円、住居手当 28,000 円、通勤手当 2,000 円です。ただし、週の勤務日数が 5 日未満の場合、扶養手当及び住居手当は支給されません。

問い合わせ先 伊丹市総務部人材育成室人事課
〒664-8503 兵庫県伊丹市千僧1丁目1番地
Tel072-784-8016(直通)

